

令和4年第10回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和4年6月22日(水) 午前10時

2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲

照井 渉

佐藤 和美

高橋 隆紀

照井 睦子

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長 八重樫 義正

総務課長 高橋 博信

学校教育課長 平賀 英和

文化財課長 佐藤 康浩

学校給食センター所長 菊池 恵理子

中央図書館長 児玉 康宏

博物館長 渋谷 洋祐

鬼の館館長 小田島 孝

(2) まちづくり部

まちづくり部長 小原 学

生涯学習文化課長 小笠原 奈穂子

スポーツ推進課長 小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長 高橋 昌弘

子育て支援課長 久保田 達夫

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案4件、協議1件が原案のとおり可決、承認された。

議案第13号 北上市就学審議委員会委員の委嘱について

議案第14号 北上市立図書館協議会委員の委嘱について

議案第15号 北上市社会教育委員の委嘱及び任命について

議案第16号 北上市地域教育力向上推進委員会委員の委嘱及び任命について

協議第7号 北上市文化芸術推進基本計画の策定について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長

それでは、ただいまから令和4年第10回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

教育長

(「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第13号「北上市就学審議委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました議案第13号北上市就学審議委員会委員の委嘱について、提案の理由を申し上げます。

現在の15人の委員のうち、2人が辞任したことから、後任の委員を委嘱しようとするものであります。

新たに委嘱しようとする委員は、藤田浩人さん、坪谷有也さんの2人です。

任期は、前任者の残任期間である令和4年7月1日から令和5年6月30日までとするものであります。

いずれも経験、識見ともに適任と確信するものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第13号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

坪谷有也さんは、昨年度まで、県立花巻清風支援学校本校の副校長として勤務していらっしゃいましたが、今年度から、同校の南分教室副校長として赴任された方となります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第13号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第14号「北上市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。図書館長。

図書館長

ただいま上程になりました議案第14号北上市立図書館協議会委員の委嘱について、提案の理由を申し上げます。

図書館協議会委員9人のうち、北上市校長会から推薦を受け委嘱しておりました委員が、本年3月末で退職したことから、その後任を委嘱しようとするものであります。

今回委嘱しようとする藤田浩人さんは、同じく北上市校長会からの推薦を受け、委嘱しようとするもので、任期は令和4年7月1日から前任者の残任期間である令和5年6月30日とするものであります。

委嘱しようとする藤田氏は、人格、識見とも申し分なく、委員として適任と確信して委嘱しようとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第14号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

図書館長

委嘱しようとする委員の選任区分は、学校教育関係者として北上市校長会からの推薦となります。

なお、他の委員の方々につきましては、各団体に推薦者の変更が無い旨、確認しております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第14号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第15号「北上市社会教育委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長

ただいま上程になりました議案第15号北上市社会教育委員の委嘱及び任命について、提案理由を申し上げます。

20人の社会教育委員が任期満了となることから、後任の委員を委嘱及び任命しようとするものです。

新たに委嘱及び任命する委員は、菅原文江さん、池田裕徳さん、山下正彦さん、平野直志さん、佐々木さおりさん、安徳幸直さん、八重樫祐子さんの7名で、松田進さん、高橋郁子さん、八重樫健さん、佐藤徹英さん、小原隆蔵さん、菊地恵子さん、藤原奈央さん、松田幸三さん、菅原浩一さん、佐藤彧子さん、齋藤康さん、奥山則男さん、高橋悦子さんにあつては引き続き委嘱しようとするものです。

任期は、令和4年7月1日から令和6年6月30日までとするものであります。

いずれの方々も、豊富な経験を有しており、人格、識見とも適任と確信し任命しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第15号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長

選任区分資料のとおり、学校教育関係者2名、社会教育関係者8名、家庭教育関係者3名、学識経験者7名の20名となります。

また、家庭教育関係者のうち八重樫祐子さん、学識経験者のうち齋藤康さん、奥山則夫さん、高橋悦子さんは団体からの推薦ではなく、個々に就任を依頼しております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

照井渉委員 委嘱と任命の違いは、どの様なものでしょうか。

生涯学習文化課長 八重樫祐子さんは、市が運営している江釣子保育園地域子育て支援センター長であり、市職員を新たな委員にしようとするところから、委嘱ではなく、任命となるものです。

なお、これまで委嘱しておりました読書ボランティア活動をなさっていた方からご辞退の申し出があり、新たに家庭教育関係者としての識見を有している八重樫祐子さんを任命しようとするものとなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第15号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長 次に、議案第16号「北上市地域教育力向上推進委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長 北上市地域教育力向上推進委員会委員の委嘱及び任命についてただいま上程になりました議案第16号北上市地域教育力向上推進委員会委員の委嘱及び任命について、提案理由を申し上げます。

現在の委員のうち2名が辞任されたため、後任の委員2名を委嘱しようとするものです。

新たに委嘱する委員は、菅原文江さん、阿部雅洋さんの2名のほか、八重樫義正教育部長にあっては、市の人事異動により新たに任命するものです。

任期は前任者の残任期間とし、令和4年7月1日から5年6月30日までとするものであります。

いずれの方々も、豊富な経験を有しており、人格、識見とも適任と確信し任命しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第16号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長

選任区分につきましては、教育関係者が2名、関係行政機関の職員が1名となっております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第16号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第7号「北上市文化芸術推進基本計画の策定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長

ただいま上程になりました協議第7号北上市文化芸術推進基本計画について、協議理由を申し上げます。

北上市文化芸術推進基本計画は、令和3年4月1日に制定した北上市文化芸術基本条例に基づき、文化芸術に関する基本的施策

の総合的かつ計画的な推進を図るために、今年度新たに策定しようとするものです。

なお、基本計画は、令和4年6月27日の庁議で協議し策定する予定であります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第7号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長

北上市文化芸術推進基本計画は、昨年度、令和3年4月28日の第6回教育委員会定例会において、策定方針を協議させていただいた後、北上市文化芸術振興ネットワーク会議及び北上市文化芸術振興検討会議並びに幹事会にて策定を進めて参りました。

策定にあたっては、文化施策ワーキングを開催し、文化芸術活動団体や地域づくり組織、まちづくり市民活動団体、障がい福祉施設の職員や学生などから広く意見をいただきました。

また、令和4年5月27日から6月13日まで18日間のパブリックコメントを実施し、2名から18項目の意見がありました。

意見は主に、基本方針の考え方に関するものや基本施策の進め方に関するもの、記述内容の意味を整理するものなどで、資料No.3のとおり、提出された意見に対する市の考え方を整理し、一部は基本計画の本文に反映させております。

そのほか、字句の修正や文章の表現に関する疑義や御指摘がありましたので、文言を整理しております。

次に、基本計画の概要についてですが、計画期間は令和4年度から令和12年度までの9年間とし、令和7年度に見直しを行うこととしております。

基本方針については、条例第8条の基本的施策に対応する3つの方針と、それらの基盤となるしくみづくりの4つを基本方針といたしました。

基本方針1の「自主性及び創造性の尊重」は、市民の多様な芸術文化活動を促進し、地域文化や文化芸術に関する産業の発展につながるよう、文化芸術によって「元気なまち」となることを目指すものです。

基本方針2は「文化芸術による社会包摂の実現」とし、年齢や性別、障がいの有無や経済的な事情などに拘わりなく、誰もが文化芸術活動を行う機会を平等に得られるよう配慮した施策を行う「優しいまち」を目指すものです。

基本方針3は「誇りの持てる北上らしさの発信」とし、当市の特色ある資源である民俗芸能などの文化財や景観資産を活用し、様々な分野が連携してまちの魅力を高めていこうとするものです。

基本方針4は、基本方針1から3の施策を推進するうえで必要となる専門人材の確保と育成、多様な分野との連携や情報発信のしくみを整えていこうとするものです。

基本方針1の下に、基本施策1-1として、「文化芸術活動環境の整備」を位置付け、更に、その具体的施策として、重点項目である「芸術にふれる機会の提供」をはじめとした3つの取組みを定めております。

次に第4章の基本的施策の進め方ですが、基本方針ごとの基本施策と具体的施策を定め、成果指標を設定しております。成果指標は、令和2年度を現状値とし、令和12年度の目標値を定めております。但し、コロナウィルス感染拡大の影響が大きく表れている数値については、平常時に近い令和元年度を現状値としております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

今後のスケジュールの説明も、お願いします。

生涯学習文化課長

本日の協議後は、6月27日の庁議で策定を予定しており、その後、7月の市広報、9月の文化施策セミナー等を通じて、市民の皆さんへの周知を進めて行きたいと考えております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第7号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時30分)